

マイナンバーカードと
公的個人認証制度の
概要について

マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

I

納税者番号
(納税改革)

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

社会保障番号
(給付改革)

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

公平公正な
負担と給付

II

情報連携
(バックオフィス改革)

(平成29年7月～
試行運用開始
／11月～
本格運用開始)

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
- ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。

(例)

- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
- 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

より効率的な
住民サービス

III

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始／11月～本格運用開始)

※ I～IIIを支える共通のツールが「マイナンバーカード」

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバー（マイナンバー）が記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（マイナンバー）と本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
（カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に委任して実施）

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日からから30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
 (署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名

生年月日

性別

住所

発行番号

発行年月日

有効期間

発行者

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号

発行年月日

有効期間

発行者

利用者証明用公開鍵

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
 例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

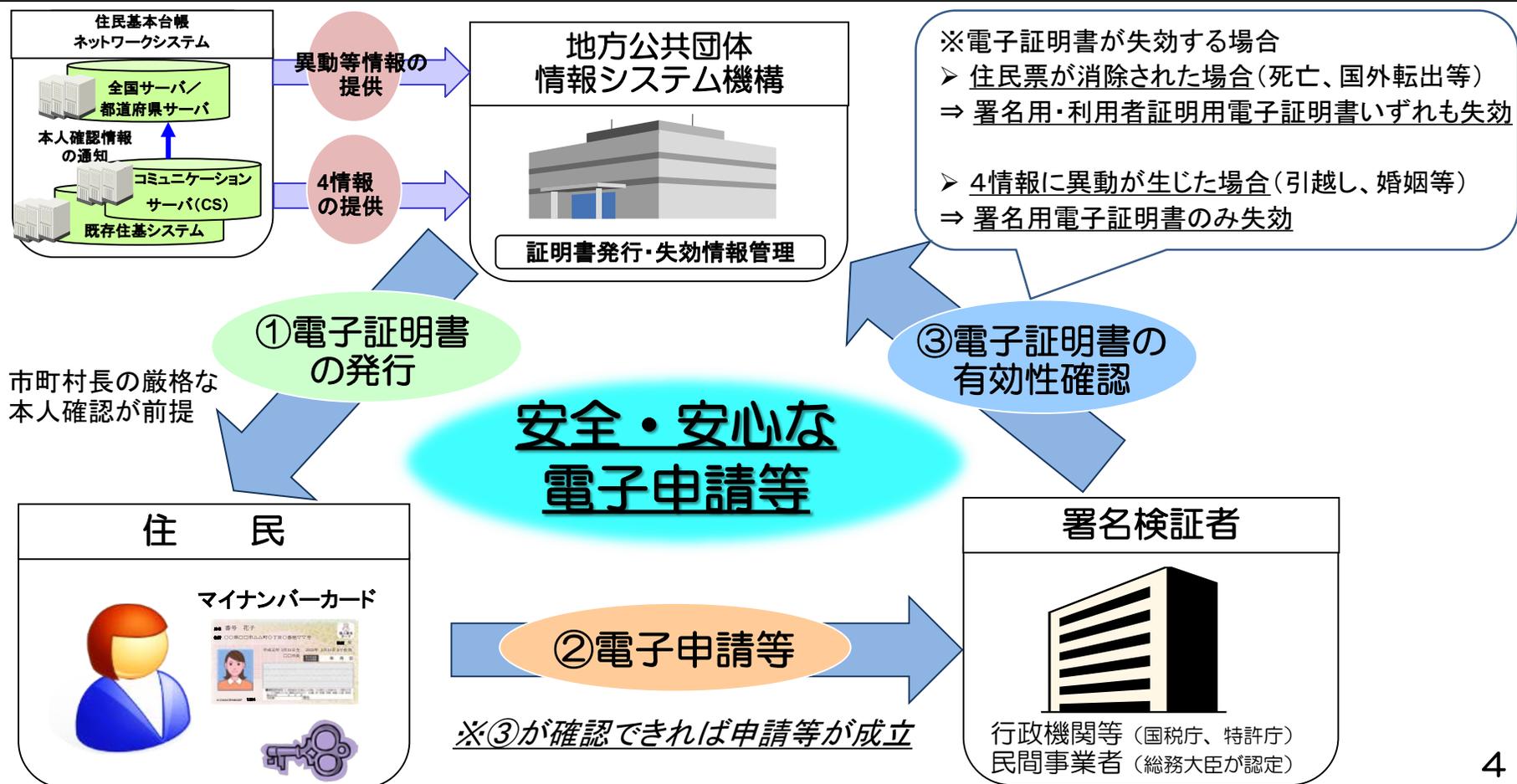
民間も含めて幅広く

公的個人認証制度の概要①（全体像と特徴）

ポイント

※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)による認証サービス

- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



公的個人認証制度の概要②（電子証明書について）



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書

(性質)
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

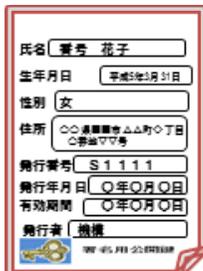


署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書

(性質)
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)
マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

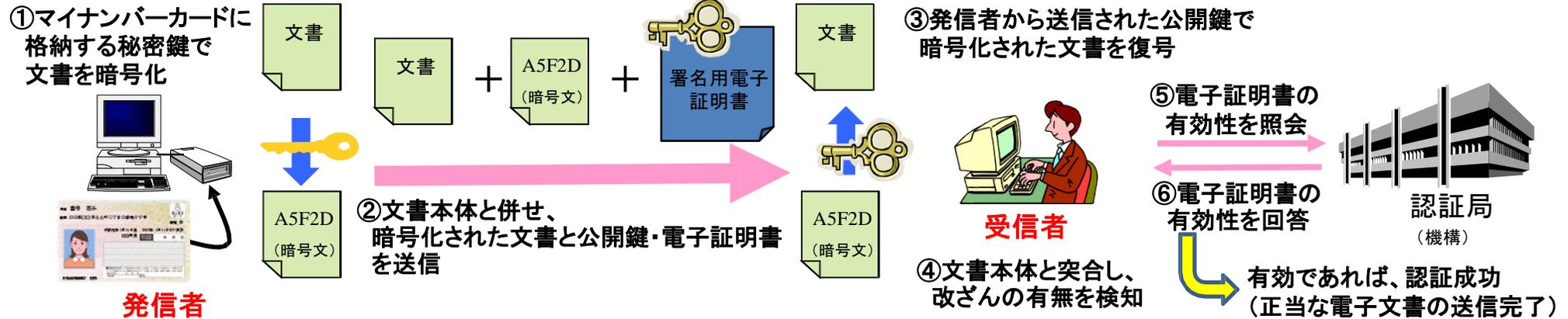


※基本4情報の記録なし

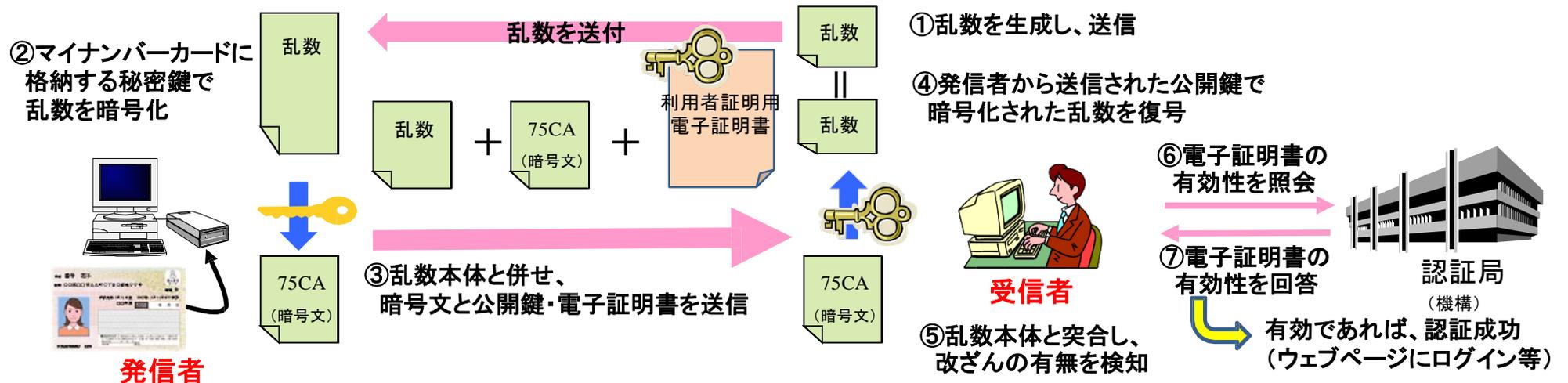
署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書の仕組み

【凡例】 秘密鍵： 公開鍵：

1 署名用電子証明書



2 利用者証明用電子証明書



【公的サービスの例】

マイナポータル



- マイナポータルログイン時の本人確認でカード利用(利用者証明)
⇒ 行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能(例:子育て支援ワンストップサービス)
- ⇒ 自己情報に関する情報連携等の記録を確認可能

※2017年11月、本格運用開始

税申告(e-Tax)



- e-Taxの利用登録時及び申告書データ作成時にカード利用(電子署名)
⇒ 税務署に出向かず、自宅等のパソコンから申告書を送信可能
- ⇒ 添付書類の省略や自動計算機能等の利用が可能。早期の還付金受領等のメリット

コンビニ交付サービス



- コンビニエンスストア等に設置された証明書発行用の端末操作時にカード利用(利用者証明)
⇒ 役所に出向かず、夜間・休日にも住民票の写し等の証明書を取得可能

※大手コンビニ3社含む全国約53,000店舗で利用可能

※2017年12月1日時点導入団体:462団体、サービス対象人口約8,064万人

【民間サービスの例】

新規証券口座開設



- オンラインでの口座開設に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)(犯罪収益移転防止法等で適正な本人確認手段として規定)
- ⇒ 本人確認即時に口座開設、取引開始可能

※GMOグローバル証券がサービス提供中

住宅ローン契約手続



- オンラインでの住宅ローン契約締結時にカード利用(電子署名)
⇒ 申請者は銀行来店コストが、銀行は紙契約書の保管コストがそれぞれ軽減

※三菱東京UFJ銀行がサービス提供中

不動産取引



- オンラインでの不動産取引に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)
⇒ 本人確認記録を自動生成でき、顧客・企業双方の負担が軽減

※エスクロー・エージェント・ジャパンがサービス提供中

携帯電話購入

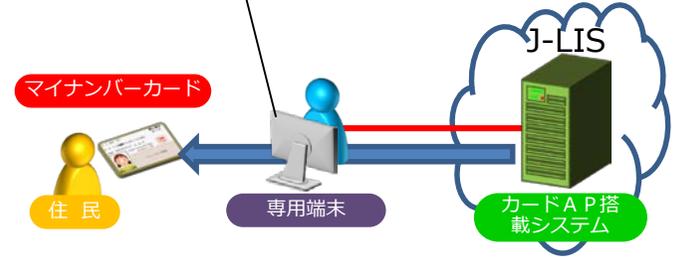


- 携帯電話(格安スマホ)購入に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)
⇒ 申込書の自動作成が可能となり、顧客の記載ミス防止や対応時間短縮

※NTTコミュニケーションズがサービス提供中

マイナンバーカード 空き領域の利用

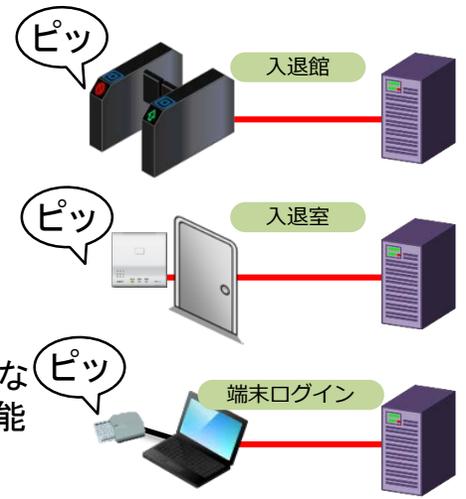
ID設定(アプリケーション搭載) → 多彩な利用



✓ アプリケーションはJLIS
が無償提供

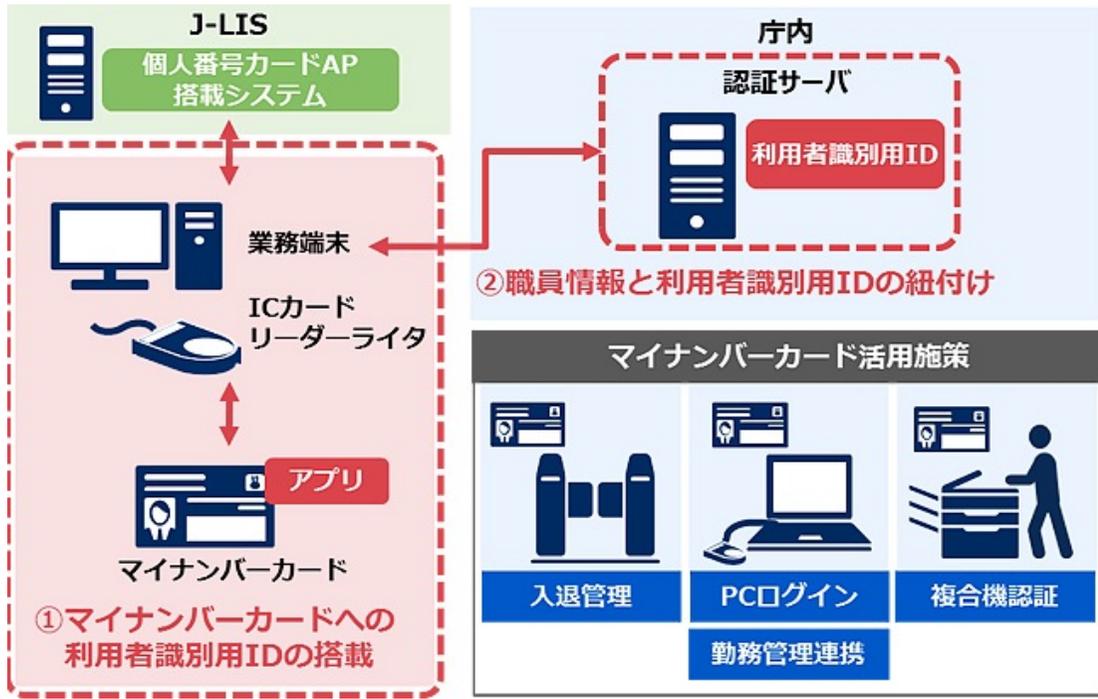


✓ 住民毎に自在な
権限設定が可能



【事例：徳島県】

- 県庁職員のマイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
- パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



※徳島県は上図の「複合機認証」は実施していない。 8

マイナンバーカード その他の機能（アプリケーション）

マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成



| AP | 記録されている情報と役割 | アクセスコントロール |
|------------|---|---|
| 券面AP | <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面情報: 4情報+顔写真の画像 ・裏面情報: マイナンバーの画像 | <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを利用できる者 表と裏の券面情報 : 照合番号A(マイナンバー12桁) ・マイナンバーを利用できない者 表の券面情報のみ : 照合番号B(14桁: 生年月日6桁+有効期限 西暦部分4桁+セキュリティコード4桁) |
| 券面事項入力補助AP | <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>【記録・利用する情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ <p>注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p> | <ol style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、照合番号A(マイナンバー12桁) ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、照合番号B(14桁: 生年月日6桁+ 有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁) |
| 住基AP | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 | 暗証番号(4桁の数字) |

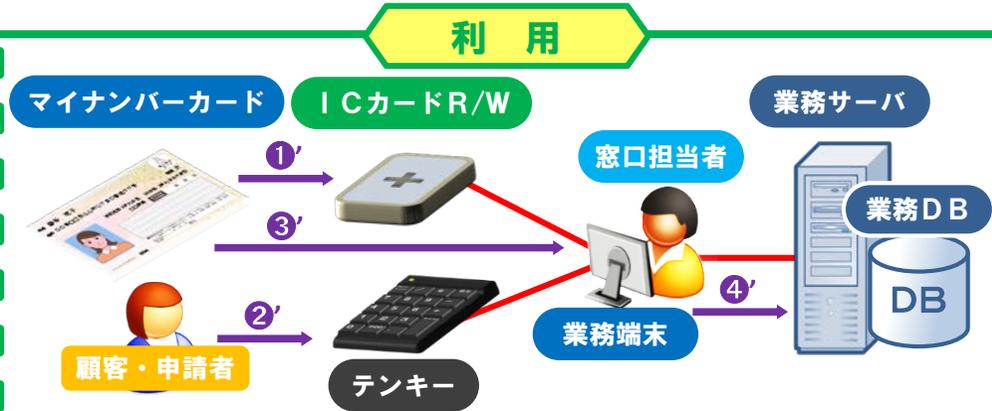
※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不相当。

券面事項入力補助アプリの利用（申請者の入力の負担軽減）

対面

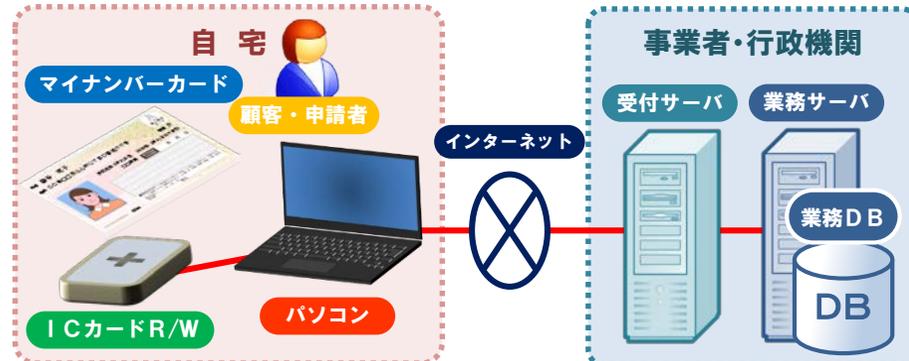


※ 機能追加
カード読込→マイナンバーを業務端末に表示→マイナンバーを業務DBに取込



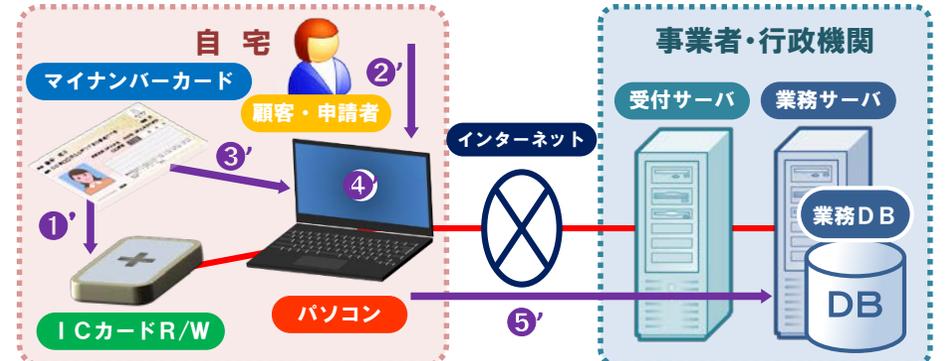
- 1' 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいていただく。
- 2' 顧客・申請者に、暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
- 3' カードから、マイナンバー+4情報が取得され、業務端末に表示される。
- 4' 取得されたマイナンバー+4情報を業務サーバに取り込む。

非対面(オンライン)



利用者が電子申請ソフトをインストール又は事業者がHP上の申請画面の改修※（注）民間事業者・行政機関ごとに必要。

※ 機能追加：カード読込 → パソコンに表示された申請書の様式に自動でマイナンバー+4情報を取込



- 1' 顧客・申請者が、カードをICカードR/Wにかざす。
- 2' 顧客・申請者が、暗証番号(4ケタ)を入力する。
- 3' カードから、マイナンバー+4情報が取得され、パソコンに表示される。
- 4' 取得したマイナンバー+4情報がパソコンに表示される申請書に取り込まれる。
- 5' パソコンから送信された申請書を業務サーバに取り込む。

メリット

マイナンバー+4情報の正確な入力が可能に

メリット

マイナンバー+4情報の入力の負担を軽減できる(申請者、職員ともに)

○マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

- 窓口へ提出する申請書等には氏名、住所を記載することがほぼ必須であり、複数の手続を一度に行う市民にとって、繰り返し同じ内容を記入することが負担となっていることから、マイナンバーカードの券面情報を活用して申請書等への記入負担を軽減
- 機器内に一切の情報を残さない仕組みとし、市民の情報流出への不安に配慮



操作イメージ

1. 来庁目的を選択

◀来庁目的▶

- 証明書発行
- 出生
- 転出
- その他手続
- 印鑑登録
- 転入
- 転居

2. 必要な申請書等を選択

来庁目的に紐づいた手続の中から必要な申請書等を選択します。

3. カードをセットし、暗証番号等を入力

マイナンバーカードをリーダーにセットし、申請書等に応じて暗証番号を入力します。

※ICチップからの情報の読み出しは、個人番号利用事務では券面事項入力補助APの暗証番号を、それ以外の事務では、照合番号Bを利用

4. 申請書等を出力

氏名・住所などの情報が印字された申請書等が出力されます。

カードの紛失

本人が気付く

コールセンターに連絡

コールセンター対応

マイナンバー
0120-95-0178

- 24時間365日体制にて対応
- 紛失の連絡を受け付け次第、一時停止処置対応
- 日本語以外の言語にも対応
(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語を予定)
- 第三者が拾得した場合、早急に市町村へ連絡し、本人に連絡を行うように対応

市町村窓口

手元に戻る場合

- ・市町村窓口へ
- ・一時停止を解除し、本人利用の再開

手元に戻らない場合

- ・市町村窓口へ
- ・廃止を行い、再交付を申請

本人が気付かない

コールセンターに連絡

第三者が拾得

警察に拾得物として届いた場合、本人又は発行市町村に連絡してもらうよう警察庁に依頼

本人が気付かない

悪用を試みる

悪意

第三者が拾得

セキュリティ対策により悪用困難

顔写真付きであることに加え、ICチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されない

アプリ毎に異なる暗証番号を設定し、入力を一定回数以上間違えるとカードがロック

- × 入力1回目
- × 入力2回目
- × 入力3回目

ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する耐タンパー性を有する

※タンパー (tamper): 「干渉する」「いじくる」「いたずらする」「勝手に変える」の意

